

高知競馬場内サービス施設運営事業プロポーザル選考要領

高知競馬場内サービス施設運営事業に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 選考の対象となる事業者

選考は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知競馬場内サービス施設運営事業プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

【1階区画1】

審査項目の合計点数は110点とし、審査項目と項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方 (10点)
- (2) 事業展開 (50点)
- (3) 店舗内容 (50点)

【1階区画2】

審査項目の合計点数は110点とし、審査項目と項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方 (10点)
- (2) 事業展開 (50点)
- (3) 店舗内容 (50点)

3 選考委員会

参加者から提出された出店申込書等に基づきプレゼンテーションを行う選考委員会を令和8年10月15日（木）又は16日（金）に開催します。

日時、場所、プレゼンテーションの時間等は、参加者に個別に別途お知らせします。

4 選考の方法

- (1) 選考委員会では、提出された出店申込書等と、選考委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各選考委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての審査が終了した時には、各選考委員の審査結果を集計後、総合得点の高い順に貸付の相手方となる候補者と次点者を、区画ごとに決定します。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が全体の5割に満たなかった場合は、候補者又は次点者として選定しません。